

# 自動車リサイクル法ってどんな法律？

## = 法律の概要 =

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）は、平成17年1月に本格施行され、使用済自動車のリサイクルや適正処理を一層推進するため、関係者の役割分担と責務を明確にした法律です。

この法律は、自動車所有者にリサイクル料金の預託義務、関連事業者等に使用済自動車の電子マニフェストによる移動報告義務、引取・引渡義務及び再資源化義務を定めており、そのことにより、不要投棄の防止や最終埋立処分量の極小化を図ることを狙いとしています。

### 《 目 的 》

#### （1）再資源化と適正処理の推進

- ・引取業者に引き取られた使用済自動車は全て「廃棄物」となります。
- ・使用済自動車は、再資源化基準に従った解体や破砕が義務づけられています



#### （2）不法投棄の防止、長期保管の禁止

- ・電子マニフェストの導入により、引取から再資源化までが確認できます。
- ・関連事業者等の義務違反や、無登録・無許可営業には罰則があります。

### 《 関連事業者の許可・登録の義務 》

- ・使用済自動車の解体・破砕を行う業者は、都道府県知事または保健所設置市の「許可」を受けなければなりません。
- ・使用済自動車を自動車所有者から引き取る引取業者、使用済自動車のカーエアコンからフロン類の回収を行うフロン類回収業者は、都道府県知事または保健所設置市の「登録」を受けなければなりません。

### 《 関連事業者の行為義務 》

- ・事業場ごとに、名称・許可番号などを記載した標識を掲げなければなりません。
- ・解体業者は、使用済自動車を引き取ったときは、再資源化基準に従って適切な解体をしなければなりません。
- ・破砕業者は、破砕を行ったときは、自動車メーカー等に自動車破砕残さを引き渡さなければなりません。

### 《 自動車所有者としての義務 》

- ・リサイクル料金を預託しなければなりません。  
リサイクル料金は、原則、新車購入時に預託します。
- ・使用済自動車は、自治体の登録を受けた引取業者に引き渡さなければなりません。

### 《 罰 則 》

無登録・無許可営業に対しては罰則が適用されます。

- 自動車リサイクル法上の無登録・無許可営業  
**1年以下の懲役または50万円以下の罰金**
- 廃棄物処理法上の無許可営業  
**5年以下の懲役または1千万円以下の罰金**

※自動車リサイクル法の登録・許可を受けていれば、一定の条件の基、廃棄物処理法の業の許可が不要となりますが、場合によっては廃棄物処理法の罰則が適用されます。